



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 訓令（人）
- 東京都人事委員会デジタルサービス開発・運用規程……………三

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- ……………（主税局課税部課税指導課）…七
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………
- ……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…七
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…八

告示

●東京都告示第九百五十四号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

令和五年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区十条台二丁目千八百九十五番、 令和五年八月十
 同番一、同番三、板橋区加賀一丁目 四日
 三千三百五十六番百二及び三千五百
 七十番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
 第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月三十日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 神湊八重根港

二 変更の区間 八丈島八丈町三根九十番二地先から同町
大賀郷二千五百五十一番二地先まで

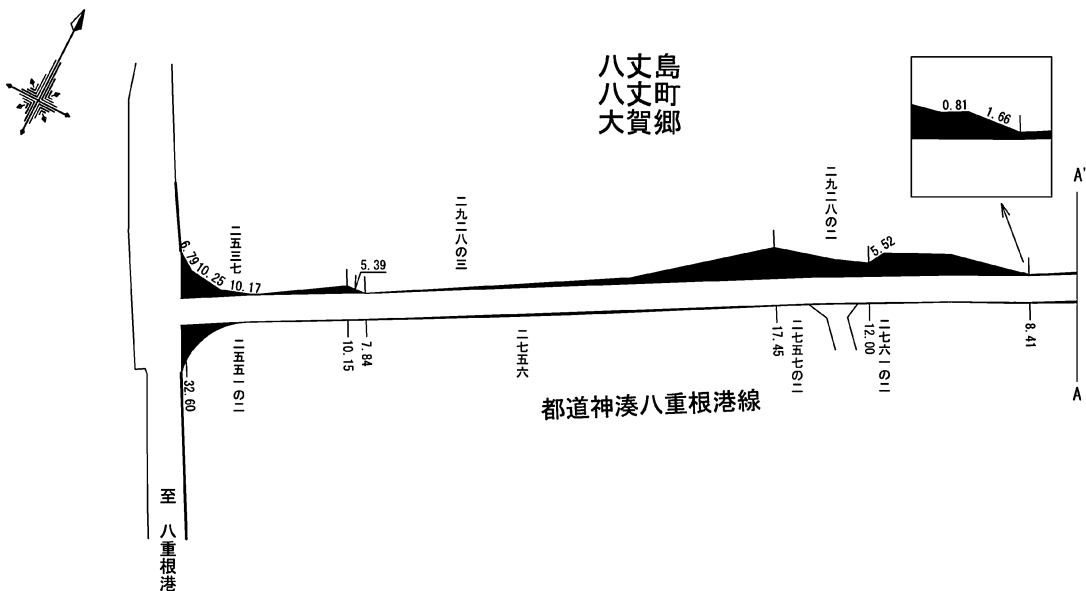
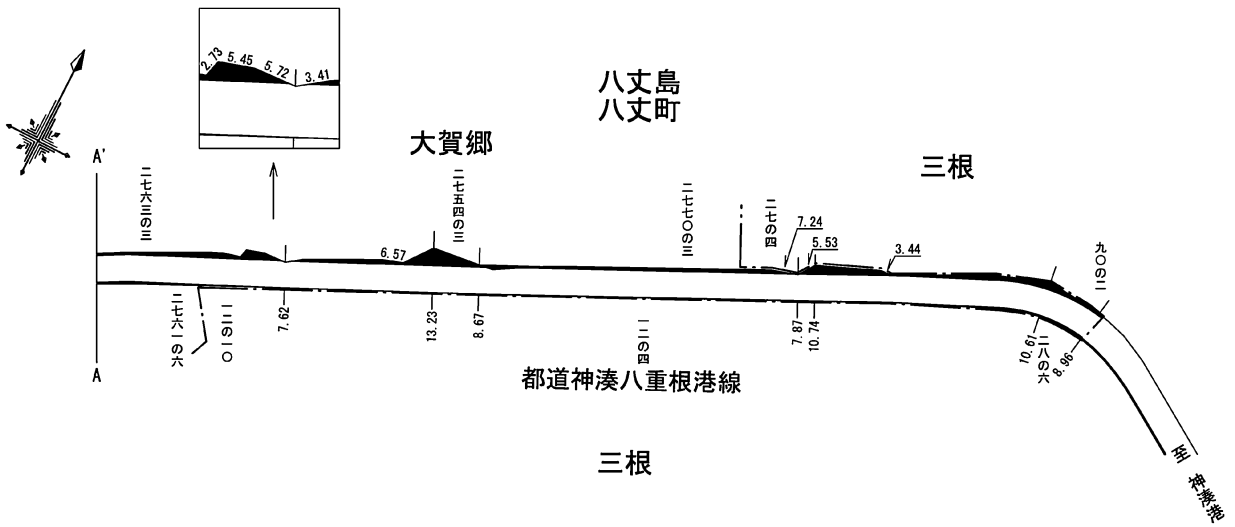
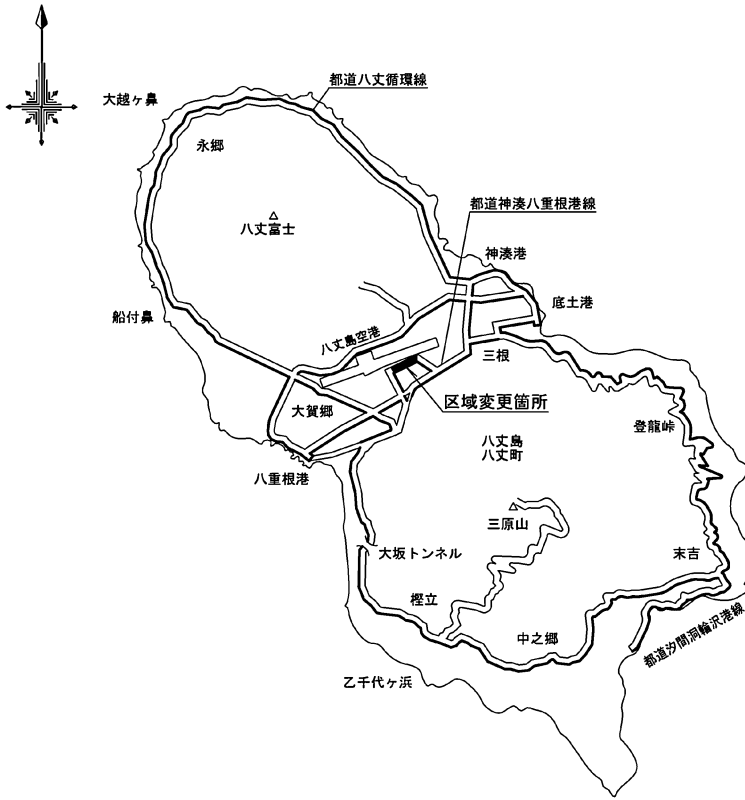
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道神湊八重根港線区域変更略図
八丈島八丈町三根、大賀郷

都道
 町道
 編入区域

延長 五六六・〇七メートル
 面積 一、三九八・八九平方メートル



訓 令 (人)

●東京都人事委員会訓令第4号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会電子情報処理規程 (平成二十八年東京都人事委員会訓令第7号) の全部を次のように改正する。

令和五年八月三十日

東京都人事委員会委員長 中 西 充

東京都人事委員会デジタルサービス開発・運用規程

目次

- 第一章 総則 (第一条―第四条)
- 第二章 デジタルサービスの推進体制 (第五条―第十条)
- 第三章 デジタルサービスの開発管理
 - 第一節 デジタル関連施策の企画 (第十一条)
 - 第二節 プロジェクト監理 (第十二条・第十三条)
 - 第三節 情報処理システムの開発 (第十四条)
 - 第四節 情報処理システムの評価 (第十五条・第十六条)
- 第四章 データ通信ネットワークの運用管理 (第十七条―第二十一条)
- 第五章 電子計算機及び電子情報の管理
 - 第一節 電子計算機の管理 (第二十二条―第二十四条)
 - 第二節 電子情報の管理 (第二十五条)
 - 第三節 サイバーセキュリティ対策 (第二十六条)
- 第六章 委託処理 (第二十七条―第三十条)
- 第七章 雑則 (第三十一条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、デジタルサービスの推進体制及び開発管理、データ通信ネットワ

ークの運用管理、電子計算機及び電子情報の管理等に関し基本的な事項を定めることにより、電子情報処理の適切かつ円滑な推進と効率的な運用を促進し、質の高いデジタルサービスの安定的な提供に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 部 東京都人事委員会処務規則 (昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号。以下「処務規則」という。) 第三条第一項に規定する部をいう。

二 課 処務規則第三条第一項に規定する課をいう。

三 局長 処務規則第三条第二項に規定する局長をいう。

四 主管部長 デジタルサービスに係る事務を担当する部長及び担当部長をいう。

五 情報化推進担当部長 情報化推進担当部門の長をいう。

六 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置からなる電子情報処理装置をいう。

七 情報処理システム 電子情報を電子計算機、端末装置、通信回線等により、一体的に処理する体系をいう。

八 電子情報処理 情報処理システム及び情報通信技術を用いて、電子情報に関する処理をすることをいう。

九 デジタルサービス 電子情報処理を活用して提供するサービスをいう。

十 デジタル関連施策 デジタルサービスの開発 (改良を含む。)、運用その他デジタル技術を活用して実施する事業をいう。

十一 プロジェクト デジタル関連施策について開発や調達の単位ごとに区切ったものをいう。

十二 システム評価 情報処理システムを総合的に点検し、評価することをいう。

十三 データ通信ネットワーク 東京都デジタルサービス開発・運用規程 (令和五年

東京都訓令第三十五号。以下「都規程」という。) 第二条第十一号に規定するネット

ワークをいう。

十四 共通基盤サービス 都規程第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。

(電子情報処理の原則)

第三条 電子情報処理については、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の定めるところにより、個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、公正かつ効率的な行政運営が確保されるようにしなければならない。

(行政手続等における電子情報処理)

第四条 東京都人事委員会の所管する手続等に関し、東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。)の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、次に定めるところによる。

- 一 規則第四条第一項又は第八条第一項に規定する都の機関等の定めるところとは、局長が定める様式、手順、方法等という。
- 二 規則第四条第二項ただし書に規定する都の機関等の定める方法は、次のいずれかを行うことという。

- (一) 申請等をする者の識別番号及び暗証番号を入力すること。
- (二) 東京都人事委員会が記録している申請等をする者しか知り得ない事項その他の当該申請等をする者を特定するために必要な事項を入力すること。
- (三) 東京都人事委員会が申請等をする場合において、情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うこと。

三 規則第八条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、東京都人事委員会が行った処分通知等の真正性を確認できる措置であって、局長が別に定める方法によること又は都の機関等に対して処分通知等を行う場合において、情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことという。

四 規則第十二条第二項に規定する都の機関等の定める方法は、作成等を行う場合において、情報処理システムであって、行政手続等を電子情報処理するためのシステムを使用して行うことという。

五 前各号に定めるもののほか、規則において都の機関等が定めることとしているものは、局長が別に定めるものとする。

第二章 デジタルサービスの推進体制

(デジタルサービス推進の体制)

第五条 デジタルサービスの推進は、情報化推進担当部門及び部が行う。

2 情報化推進担当部門は、任用公平部とする。

3 情報化推進担当部門及び部は、相互に連絡を保ち、デジタルサービスの確かな開発及び運用を行うものとする。

(情報化推進担当部門の処理事項)

第六条 情報化推進担当部門の処理事項は、次のとおりとする。

- 一 デジタル関連施策に係る指針等に関すること。
- 二 デジタル関連予算の調整及びプロジェクト監理に関すること。
- 三 デジタルサービスの開発(リリース判定を含む。)及び維持に係る協議に関すること。

四 電子情報処理に係る総合調整に関すること。

五 情報処理システムに係る調査、企画及び総合調整に関すること。

六 データ通信ネットワークの運用及び管理に関すること。

七 共通基盤サービスの利用に関すること。

八 電子情報処理に従事する者の育成に関すること。

(部の処理事項)

第七条 部の処理事項は、次のとおりとする。

- 一 デジタルサービスの開発(修正を含む。以下同じ。)に関すること。
- 二 デジタルサービスの維持管理に関すること。

(情報化推進担当部門及び部の共管事項)

第八条 情報化推進担当部門及び部は、次の事項を処理する。

- 一 情報化推進担当部門と部とが実施するプロジェクトの一元的な監理に関すること。
- 二 デジタルサービスの推進に関すること。

(情報処理指導主任の設置)

第九条 課に情報処理指導主任を置く。ただし、局長が情報処理指導主任を置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 情報処理指導主任は、局長が任免する。

(情報処理指導主任の職務)

第十条 情報処理指導主任は、その所属する課における次の事項を取り扱う。

- 一 電子情報処理に関する指導及び教育に関すること。
- 二 電子情報処理の促進及び改善に関すること。
- 三 電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）の適正な管理に関すること。
- 四 前三号に定めるもののほか、電子情報処理に関し必要なこと。

第三章 デジタルサービスの開発管理

第一節 デジタル関連施策の企画

（デジタル関連施策の企画）

第十一条 主管部長は、デジタル関連施策を企画しようとするときは、次の事項について検討しなければならない。

- 一 施策の目的とデジタルサービスが担う範囲
- 二 デジタルサービスの実現に向けた一又は複数のプロジェクトの推進体制の構築
- 三 プロジェクトの効果を測定する指標

第二節 プロジェクト監理

（プロジェクト監理の目的）

第十二条 プロジェクト監理は、前条各号に規定する検討項目を踏まえ、デジタルサービスの品質の確保及び向上を目的として行わなければならない。

（プロジェクト監理の実施）

第十三条 情報化推進担当部長及び主管部長は、デジタルサービスの開発（リリース判定を含む。）及び維持に係る協議を行わなければならない。

2 プロジェクト監理及び協議の方法については、デジタルサービス局長が別に定める方法を準用する。

第三節 情報処理システムの開発

（情報処理システムの開発）

第十四条 主管部長は、情報処理システムの開発をしようとするときは、次の事項について調査検討しなければならない。

- 一 経費の節減効果

二 事務処理の効率化及び簡素化

- 三 都民サービスの向上
- 四 既存の情報資産の活用
- 五 情報の保護等の安全策
- 六 システム化の対象範囲
- 七 システム化の実現方法

第四節 情報処理システムの評価

（システム評価の目的）

第十五条 システム評価は、前条各号に規定する調査検討項目を踏まえ、情報処理システムの有効性、効率性、信頼性、安全性等の確保及び向上を目的として行わなければならない。

（システム評価の実施）

第十六条 情報化推進担当部長及び主管部長は、情報処理システムについて、開発計画の立案、開発過程及び運用の各段階でシステムの評価を行わなければならない。

2 システム評価の実施方法については、デジタルサービス局長が別に定める方法を準用する。

第四章 データ通信ネットワークの運用管理

（ネットワークの管理の基本）

第十七条 情報化推進担当部長は、ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、データ通信ネットワークの効率的かつ円滑な運用が確保されるように努めなければならない。

2 情報化推進担当部長及び主管部長は、データ通信ネットワークを利用して処理される機密を要する電子情報の保護に万全の措置を講じなければならない。

（ネットワークの利用）

第十八条 主管部長は、電子情報処理をオンラインで行う場合は、原則としてデータ通信ネットワークを利用しなければならない。

第十九条 主管部長は、新たにデータ通信ネットワークを利用し、データ通信ネットワークの利用方法を変更し、又はデータ通信ネットワークの利用を廃止するときは、情

報化推進担当部長に協議しなければならない。

(ネットワークの接続管理)

第二十条 情報化推進担当部長は、情報処理システムをデータ通信ネットワークに安全かつ確実に接続させるため、データ通信ネットワークの接続管理を行わなければならない。

(ネットワーク設備の管理)

第二十一条 情報化推進担当部長及び主管部長は、データ通信ネットワークに係る設備の正常な稼働を確保するように努めなければならない。

第五章 電子計算機及び電子情報の管理

第一節 電子計算機の管理

(電子計算機の設置及び管理)

第二十二条 主管部長は、必要に応じて電子計算機を設置し、管理することができる。

(電子計算機の買入れ等の協議)

第二十三条 主管部長は、前条の規定により電子計算機を設置し、管理する場合において、電子計算機の買入れ又は借入れをしようとするときは、あらかじめ情報化推進担当部長に協議しなければならない。ただし、情報化推進担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

(電子計算機に係る契約の報告)

第二十四条 主管部長は、電子計算機の買入れ又は借入れの契約を締結したときは、速やかに情報化推進担当部長に報告しなければならない。ただし、情報化推進担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

第二節 電子情報の管理

(データ相互利用の協議)

第二十五条 主管部長は、他の主管部長が管理するデータを利用しようとするときは、あらかじめ当該他の主管部長に協議するものとする。

2 前項の規定により協議を受けた主管部長は、当該利用の目的を検討の上、データの利用の適否及び取扱いについて、協議を行った主管部長に通知するものとする。

第三節 サイバーセキュリティ対策

(サイバーセキュリティ対策の基本)

第二十六条 局長は、サイバーセキュリティ対策実施体制を整備し、サイバー攻撃等の脅威から情報資産を守り、高度な安全性の確保に努めなければならない。

2 前項の実施に当たっては、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づくものとする。

第六章 委託処理

(委託処理)

第二十七条 局長は、委託により電子情報処理(以下「委託処理」という。)をすることができる。

(委託処理の留意事項)

第二十八条 局長は、委託処理の契約に当たっては、次の各号に定める事項を特約しなければならない。

- 一 秘密の保持に関すること。
- 二 目的外使用の禁止に関すること。
- 三 委託処理により生じたものの権利の帰属に関すること。
- 四 電子情報処理の基本となる記録媒体及び記録物の保存方法及び保存期間に関すること。
- 五 処理条件に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委託処理に係る必要事項は、デジタルサービス局長が別に定める事項に準ずる。

(委託処理の協議)

第二十九条 主管部長は、委託処理をしようとするとき又は委託処理の内容を変更しようとするときは、あらかじめ情報化推進担当部長に協議しなければならない。ただし、情報化推進担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

(委託契約の報告)

第三十条 主管部長は、委託処理の契約を締結したときは、速やかに情報化推進担当部長に報告しなければならない。ただし、情報化推進担当部長が別に定める場合は、この限りでない。

第七章 雑則

(状況調査等)

第三十一条 情報化推進担当部長は、必要があると認めるときは、デジタルサービスの開発、運用等について調査し、又は主管部長に報告を求めることができる。

(委任)

第三十二条 この規程の施行に関し必要な事項は、情報化推進担当部長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和五年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 事業所の所在地 取消年月日
有限会社 木下 利一 国分寺市新町一丁目 令和五年五月
木下石油 目十一番地三 三十一日

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク

二 代表者の氏名

都筑 建

三 主たる事務所の所在地

文京区湯島一丁目九番十号 湯島ビル六〇二号室

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年七月四日

一 名称

特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議

二 代表者の氏名

百枝 幹雄

三 主たる事務所の所在地

中央区築地一丁目四番八号 築地ホワイトビル八〇三ストラメッド株式会社内

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年七月四日

一 名称

特定非営利活動法人シーピーアイ教育文化交流推進委員会

二 代表者の氏名

小西 菊文

三 主たる事務所の所在地

三鷹市中原二丁目十六番九号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年七月十七日

一 名称

特定非営利活動法人病気の子ども支援ネット遊びのボランティア

二 代表者の氏名

坂上 和子

三 主たる事務所の所在地

新宿区若松町十番一号 YSビル三〇二号室

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年七月十九日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市光町一丁目二十番一 武蔵野市境二丁目二番二号

日野市東豊田一丁目四十八番六及び同番六地先

立川市幸町一丁目二十一番地一

株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦
株式会社アステイク
代表取締役 宮谷 祐介

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(三三二二)一一一一(代)

